

320回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和3年3月29日(月)13:00～13:20

場 所：経済産業省 別館1階103－105会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、北本委員、林委員、圓尾委員

○八田委員長　それでは、ただいまから第320回の電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、議事次第にあるとおりです。議題に入る前に議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　本日もオンラインでの開催としてございます。第1部につきましては、公開の案件でございますので、インターネットで同時中継を行ってございます。

第2部の議題につきましては、個別民間企業の情報を取り扱うことから議事は非公開とし、議事要旨を後日、委員会ホームページに掲載する。その会議資料について情報公開請求があった場合には、その対応について改めて御相談するといった扱いにしたいと考えてございます。念のため、御確認のほどお願いいたします。

○八田委員長　今説明がありましたように、議事次第において第2部として記載されている議題については非公開での開催とさせていただこうと思いますが、御異存はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、今お話があったとおりにさせていただきます。

議題の1は「一般送配電事業者の2019年度収支状況等の事後評価について」です。これは仙田室長からお願いいたします。

○仙田NW事業制度企画室長　ネットワーク事業制度企画室長の仙田です。資料3を御覧ください。

3月15日の本委員会では、3月8日の料金制度専門会合で行われた一般送配電事業者の2019年度収支状況についての法令に基づく事後評価についての結果を御報告いたしました。本会は、枠内の趣旨にありますとおり、料金制度専門会合での事後評価の結果が取りまとめられたことから、この内容を御報告させていただくものとなります。

続きまして、2ページを御覧ください。

まず「1. はじめに」といたしまして、15行目にありますとおり、託送料金の低廉化と質の高い電力安定供給の両立を促進するため、事後評価を実施いたしました。この中で、17行目に書いてありますが、レベニューキャップ制度の設計・運用の参考とする観点から、送配電4社からヒアリングを行い、各社の取組状況について議論を行いました。

続きまして、23行目からでございますが、2019年度託送収支状況等の事後評価の結果概要となります。

まず(1)全10社の託送収支の状況につきましては、少し飛びまして3ページ目になりますが、41行目にございますとおり、一般送配電事業者は収入が減少または横ばいとなる中で、総じて人件費・委託費が維持・増加し、設備関連費が減少しております。

このうち、まず③人件費・委託費等につきましては、47行目にございますとおり、主に給与手当水準の差による給与手当の増加や、それに伴う厚生費の増加、システム回収に伴う委託費の増加により、9社で実績評価、想定原価を上回っております。

人件費・委託費等につきましては、こうした上昇要因を踏まえると単価の大幅な引下げは難しいと考えられるが、そうした状況においても引き続き効率化を追求していくべきとしております。

④設備関連費につきましては、55行目にありますとおり、8社で実績費用が想定原価を下回り、このうち修繕費は7社で、減価償却費は9社で想定原価を下回っております。設備関連費につきましては、59行目にありますとおり、減価償却方法を定率法から定額法に変更したことで減価償却費が減少した4社について、効率化施策による費用削減の効果と峻別するためにも、切り分けて検証することが望ましいとしております。

続いて、各社においては、コスト削減に取り組みつつも、費用削減のみを目的として必要となる設備投資が繰り延べられるようなことがあってはならないとしております。

続きまして、4ページ目となりますが、ここから(2)レベニューキャップ制度導入を見据えた取組状況となります。

まず79行目になりまして、中長期の設備投資計画と設備投資費用イメージでございます。レジリエンス向上や再エネ主力電源化の観点から、必要な投資が着実に行われることは必要であり、各社が計画している設備投資の見通しをヒアリングしたものでございます。

その結果といたしましては、89行目にございますとおり、改良投資が高経年化対応による改良工事物量が増加することに伴い、各社とも増加傾向でした。

これを受け、91行目にありますとおり、一般送配電事業者はアセットマネジメントシステムを導入し、高経年化に伴う改良物量の増加や施工力の平準化を加味して中長期の設備投資計画を策定することで、合理的な設備投資を行うことが求められる。

また、96行目にございますとおり、合理的な設備投資の実現に当たっては、施工力の確保も重要な課題となる。ヒアリングの中でも工事従事者の確保・定着に向けた活動を進めているとの御説明がありましたが、一般送配電事業者としても引き続き業界全体としての施工力確保の取組に貢献していくことが望まれるとしております。今申し上げたところは102行目、103行目でございます。

さらに、104行目以下でございますとおり、レベニューキャップ制度では、必要な投資量が確保されているかの確認に加え、コスト効率化の観点から統計査定を用いた事業者間比較など、効率的な単価・費用の策定が行うことができるよう、必要な制度設計を進めていくとしております。

続きまして、111行目のところの②設備投資計画の実施状況でございます。過去3年間の設備投資について、計画と実績がどのような要因で、どの程度乖離したかをヒアリングいたしました。

その結果といたしましては、おおむね計画どおり実施されているものの、用地取得の難航や、供給申込みの延期・中止等、一般事業者にとっては外生的な要因により実績値が当初計画値を下回る傾向でした。

一方で、後年の工事の効率化を見据え、必要な工事の前倒しを実施するなど、設備投資量の実績が計画を上回るケースもあることも確認されました。

これを受け、レベニューキャップ制度においては、127行目からとなりますが、効率化に資する設備投資の前倒しについても、計画変更を通じて柔軟に収入上限に反映できるよう制度設計を進めていくことが求められるとしております。

続きまして、131行目から始まる経営効率化の実施状況でございます。これは調達や工法の工夫についての取組状況をヒアリングしたものでございます。

具体的なものといたしましては、例えばRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の導入による業務量の削減、リアルタイム映像中継システム導入による現地出勤回数の低減、共同調達の積極的实施などの事例が説明されました。

これを受け、144行目にございますとおり、こうした費用削減に向けた取組は一定の評価ができるとした上で、一般送配電事業者はさらなる効率化やコスト削減に向けて様々な

取組を進めていくことを期待するとしております。

一方で、156行目に飛びますが、個別の取組に加えて、送配電部門全体としても中長期的なコスト削減目標を掲げて、自社の取組の全体像を具体的かつ定量的に説明していくことも必要であるところ、こうした取組が進むことが期待されるとしております。

162行目以降は、レベニューキャップ設定目標に対する取組でございます。安定供給や再エネ導入拡大など、設定が見込まれる各目標に向けた取組についてヒアリングを行いました。

個々のヒアリング内容については割愛させていただきますが、こちらに様々ありまして、198行目以降にございますとおり、現時点において各社とも問題意識を持って主体的に取り組んでいることは確認できたとしております。

続いて、8 ページ目でございます。(3) 関西電力調達等審査委員会の活動状況となります。ヒアリングでは工事の発注、契約手続等の適切性、透明性確保のため、外部の専門家で構成される調達等審査委員会を設置し、社内規程に基づき業務が適切に執行されているかの審査を行うことをはじめ、再発防止策の説明がございました。

これを受け、214行目にございますとおり、今回説明があった取組を継続・深化することにより、工事の発注・契約手続等に係る不適切な運用を二度と起こすことがないように期待したい。

なお、ほかの一般送配電事業者においても望ましい取組として、取り入れられるものは取り入れていただくことを期待したいとしております。

最後に「おわりに」でございます。今回の事後評価の結果を踏まえ、一般送配電事業者には将来に向けた投資をしっかりと確保すると同時に、さらなるコスト削減を促進することを求め、エネ庁と本委員会にはレベニューキャップ設定の詳細設計を今回の結果を踏まえて進めていくべきとしております。

私からの説明は以上でございます。

○八田委員長     ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、ないようですので、議題1については報告事項ですので、事務局から説明があったとおりとさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

次に、議題2です。「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」、これは

恒藤課長から説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長 資料4でございます。

まず経緯のところを御覧いただければと思いますが、一般送配電事業者による調整力の確保につきましては、原則、公募等の手続により行ってございます。その実施方法については、過去、当委員会が取りまとめて建議し、その上で施行されております一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方、通称調整力公募ガイドラインと呼ばれていますが、そこに基本的な考え方を記載してございます。

これについて近年、分散型リソースの普及や技術進歩を背景に、複数の小さな電源等を組み合わせて、それを調整力にして活用したいというニーズが拡大してございます。他方、現行のガイドラインでは、電源については原則としてユニット単位で応札しようということになっておりまして、複数の小さな発電ユニットを組み合わせて応札するということは認めていないということになってございます。これについて制度設計専門会合で議論を行いまして、競争促進の観点から新たなリソースの参入を可能とするということが大事と考えられますので、最低入札容量以下であるものなどユニット単体では、今のガイドラインでは調整力公募への応札が困難としているものについては、複数のユニットを組み合わせアグリゲーションとして応札することを可能とする。また、そういった小規模の発電ユニットとネガワットを組み合わせアグリゲーションして応札を可能とすることを認めるべきだろうということになりまして、それを認めるようガイドラインの改正案をつくりまして、当方で、この委員会で一度議決いただきまして、その上でパブリックコメントをいたしました。パブリックコメントは、下に書いていますように、2月13日から3月14日の間、行ったということでございます。

その結果、まずどういう改正を行うかというのは、非常に単純な改正でございまして、新旧対照表の四角のところでございますが、原則としてはユニットを特定して応札するところについて、ただし、例外として最低入札容量以下であるものなど、単体では応札困難なユニットのアグリゲーション及びこれらのユニットとネガワットのアグリゲーションについては応札を受け付けるということを書き入れるという改正でございます。

ですので、これを加えるという改正についてパブリックコメントを行ったということでございます。パブリックコメントにコメントが来たのは1件だけでありまして、その1件もちゃんと記録が行われるのであれば、特段問題ないので改正に反対ではないという意見でございましたので、特にパブリックコメントでこれを変更する必要はないと考えてござ

います。

ですので、このパブリックコメントの結果を踏まえまして、後ろにつけてございますが、こういったことが大事なので、ガイドラインを改正することが必要であると認められるということで建議しますという建議を経済産業大臣宛てにしたいと考えてございます。

このような建議で進めてよろしいかどうか御審議いただければと存じます。

○八田委員長     ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について各委員から質問、あるいは御意見ございませんでしょうか。

○林委員     今回の建議、極めて重要な建議だと思っております。御承知のとおり、太陽光や風力など、再生可能エネルギー電源がたくさんネットワークにつながった場合の調整力というのは、意外と大規模ではなくて、こういう小規模の電源をユニット単位でできるということもありますし、太陽光の余剰の吸収とかネガワットは非常に大事で、今、脱炭素化とかカーボンニュートラル2050とか言われていますけれども、こういったものをしっかり技術的に、制度的に適合できるようにして、企業の方々が入りやすくしたというのは非常に高く評価したいと私は思っております。ぜひこういうことを電取として今後も積極的にやっていければということと高く評価したいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○八田委員長     ありがとうございました。ほかに御意見ございませんでしょうか。これは最低入札容量以下であるものなどという、などというが入っていますけれども、これはある程度大きなところが小さい最低入札容量以下のものも全部ひっくるめてまとめた場合でもよいことにしようという訳ですか。

○恒藤総務課長     基本的にこれ以外のものは今、応札可能になっているとは理解していますが、例えば通信設備の詳細などによって単体で応募できないようなことがあった場合にも、ほかの人と組むことによって応募ができるようにしようということも含めて、などとつけてございます。

○八田委員長     そうすると、基本的にでっかいところで、けれども、小さいところをひっくるめてやるということができるといってもできるということですね。圧倒的にでっかいところなので、元来ならばユニットでやっていたのだが、本当に小さいところが入りたいというから、入れてやろうということもできるということですか。

○恒藤総務課長     既に団体で応募できる人同士がくっつくのは駄目と。

○八田委員長　わかりました。

○恒藤総務課長　単体では無理だという人がいるので、可能な2人をくっつけることはできないということです。単体では難しいという人が、この改正によって誰かと組むことができるようになるということでございまして、その相手がでかい人ということもあり得るということです。

○八田委員長　ほかにございせんでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、事務局から説明があったとおり、委員会として経産大臣に建議することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異存がございませんので、事務局の案のとおり建議することといたします。

第1部として予定していた議題は以上ですけれども、ほかに何かありますか。

（「なし」の声あり）

それでは、これをもちまして第1部を終了いたします。

——了——